

第2回静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議

日時：令和3年8月5日（木）17時30分

場所：WEB会議（県庁別館5F）

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

報告事項

新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況について

協議事項

感染急拡大時におけるコロナ医療及び一般医療の提供体制について

3 閉 会

静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部に対し医療に関する適切な助言等を行うため、静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議を設置する。

(協議事項)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者に対する医療等に関すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大時における県内医療体制の維持に関すること
- (3) その他新型コロナウイルス感染症に関すること

(座長及び委員)

第3条 会議に、座長及び委員を置く。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が就任を依頼する。
- 3 座長は、委員の互選により選任する。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、静岡県健康福祉部感染症対策局新型コロナウイルス対策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議

氏 名	所属団体名・役職名	備考
紀平 幸一	静岡県医師会 会長	座長
家本 誠	静岡県弁護士会 (静岡県医療安全相談窓口運営協議会 委員)	
石川 三義	静岡県老人福祉施設協議会 相談役	
石川 幸伸	静岡県薬剤師会 会長	
上坂 克彦	静岡県立静岡がんセンター 院長	
小長井 善文	静岡県消防長会 会長	R3年度～
荻野 和功	聖隷三方原病院 院長	
池田 凡美	静岡市保健所 所長	R3年度～
木村 雅芳	静岡県保健所長会 会長	
木本 紀代子	静岡県慢性期医療協会 会長	
倉井 華子	静岡がんセンター 感染症内科 部長	
今野 弘之	浜松医科大学 学長	
佐藤 浩一	順天堂大学医学部附属静岡病院 院長	
田中 一成	静岡県立総合病院 院長	
長岡 宏美	静岡県環境衛生科学研究所 微生物部 部長	
西原 信彦	浜松市保健所 所長	
毛利 博	静岡県病院協会 会長	
大松 高	静岡県歯科医師会 会長	R3年度～
渡邊 昌子	静岡県看護協会 会長	

※ 顧問 山口 建 静岡県理事